

常勤役員の報酬並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益財団法人コミュニティ未来創造基金ひろしま（以下、「この法人」という）の定款 33 条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいう。
- ② 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を勤務場所とする者をいう。
- ③ 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。次号に掲げる費用とは明確に区分されるものとする。
- ④ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人の非常勤の役員、評議員は、無報酬とする。

- 2 この法人は、定款第 31 条に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員には評議員において定める総額の範囲内において、(別表)「常勤役員報酬表」に基づき役員報酬を決定する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、(別表)「常勤役員報酬表」の通りとし、各々の常勤役員の報酬月額は報酬表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

附則

- 1 この規定は2014年4月1日から施行する。

「別表」

常勤役員報酬表（単位：円）

号	月額	号	月額	号	月額
0	0	10	100,000	20	200,000
1	10,000	11	110,000	21	210,000
2	20,000	12	120,000	22	220,000
3	30,000	13	130,000	23	230,000
4	40,000	14	140,000	24	240,000
5	50,000	15	150,000	25	250,000
6	60,000	16	160,000	26	260,000
7	70,000	17	170,000	27	270,000
8	80,000	18	180,000	28	280,000
9	90,000	19	190,000	29	290,000
				30	300,000